

## 指定訪問看護(医療保険)重要事項説明書

## 1. サービスを提供する事業者

|             |                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者名        | 津軽保健生活協同組合                                                                                                        |
| 代表者         | 理事長 伊藤 真弘                                                                                                         |
| 所在地         | 青森県弘前市大字野田二丁目2番地1                                                                                                 |
| 電話番号・FAX番号等 | 電話 0172-33-7515 FAX 0172-36-3231<br><a href="https://www.tsugaru-health.coop">https://www.tsugaru-health.coop</a> |
| 設立年月日       | 1952年(昭和27年)9月4日                                                                                                  |

## 2. サービスを提供する事業所

|             |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 事業所名        | 津軽保健生活協同組合<br>健生訪問看護ステーションたまち                                    |
| 介護保険指定事業所番号 | 0260290044                                                       |
| 所在地         | 青森県弘前市大字向外瀬字豊田292の1                                              |
| 電話番号・FAX番号  | 電話 0172-36-8833 FAX 0172-36-8839                                 |
| 管理者         | 木村 美香                                                            |
| サービスを提供する地域 | 弘前市、青森市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村                            |
| 営業日・休業日     | 月曜日～金曜日<br>但し、国民の祝日、5月1日、8月1日、8月13～14日、<br>12月30日～1月3日は休業します。    |
| 営業時間        | 8時30分～16時40分                                                     |
| 職員体制        | 管理者1名含む訪問看護師30人以上、理学療法士等5人以上<br>(のだ支所、ちとせ支所含む)<br>事務は本所、支所に各1人以上 |

・営業日以外(時間外)でも、緊急の場合、計画的な訪問が必要な方は対応致します。

健生訪問看護ステーションたまち 0172-36-8833 (待機携帯に転送される)

のだ支所 0172-36-5581 (待機携帯に転送される)

ちとせ支所 0172-53-6587 (待機携帯に転送される)

## 3. 事業所の運営方針

利用者様の心身の特性を踏まえて、利用者様の心身の機能回復を図るように妥当適切に訪問看護を行います。療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的にならないよう、計画的に訪問看護を行います。

## 4. 利用料金 ※詳細は別紙参照

(1) 基本利用料は、健康保険法、高齢者医療保険法に基づいて費用に要した額の1割～3割になります。健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受給証等をご提示下さい。その他 各種加算料金があります。

(2) その他の利用料

その他、利用者様の申し出により訪問看護を提供した場合、追加料金を頂いております。

(3) 料金の支払いは、現金のお支払いではなく、引き落としをお勧めしています。

お支払い確認後、領収書を発行致します。

(4) 請求料金の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払いの督促後においても支払いが確認できない場合は、サービス提供契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5. 訪問看護の提供

- ①かかりつけ医師から「訪問看護指示書」の交付を受け、ステーションへの申し込みにより契約を行います。
- ②かかりつけ医師の「訪問看護指示書」がない場合は、相談に応じます。

## 6. 訪問看護の内容

- (1) かかりつけ医の指示書に基づく看護
  - ①病状及び全身状態の観察
  - ②清拭、洗髪等による清潔の保持
  - ③食事及び排泄等の日常生活の援助
  - ④褥瘡の予防・処置
  - ⑤リハビリテーション
  - ⑥カテーテル等の管理
  - ⑦その他必要な医師の指示による看護処置及び看護ケア
  - ⑧在宅での看取りを希望する方への援助、終末期の看護
- (2) 訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある。
- (3) ご家族の介護指導並びに生活の質の向上に関する相談、助言
- (4) 療養上必要な社会資源の活用方法等の助言及び関係機関との連絡・連携
- (5) その他療養上必要な事項

## 7. 津軽保健 介護・福祉サービス苦情相談の窓口及び解決の流れ

### (1) 当事業所の苦情相談窓口

苦情受付担当者 各事業所の看護長

苦情解決責任者 木村 美香

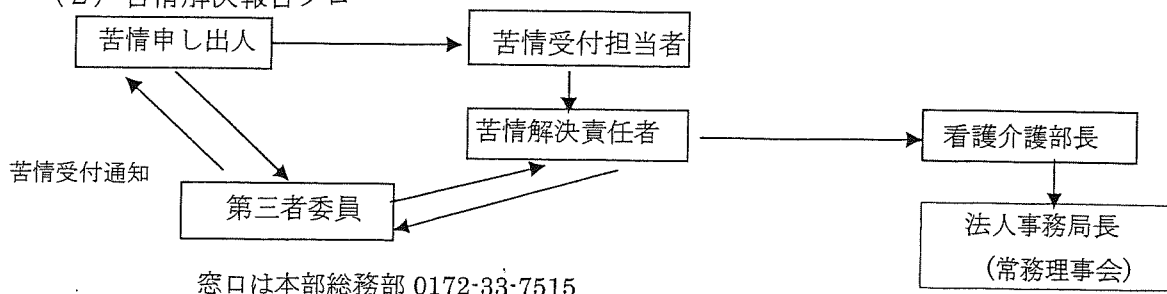
電 話 0172-36-8833 FAX 0172-36-8839

※支所をご利用されている方は、番号をご確認下さい。

受付日 年中（ただし、事業所の休業日を除く）

受付時間 8時30分～16時40分

### (2) 苦情解決報告フロー



## 8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を配置しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための規程を整備しています。

(4)職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

## 9. 緊急時および事故発生時の対応

訪問看護提供中に病状の急変あるいは事故の発生等があった場合は、利用者様の主治の医師、救急隊、ご家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡します。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。なお、利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と保険契約を結んでおります。)

## 10. 秘密保持、個人情報利用等

(1) 職員は正当な理由がある場合を除いてその業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密については固く守り保持します。また、職員でなくなった後においても、利用者またはご家族の秘密を漏らすことのないよう、職員と雇用時契約を結んでいます。

(2) 利用者またはご家族の個人情報の利用については最小限の範囲で行い、利用者またはご家族から、どの事業所に個人情報を提供したか照会があった場合は遅滞なく報告します。

### ①使用目的

- ・介護支援専門員と介護事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者様の健康状態、ご家族の状況などを把握のために必要な場合。
- ・上記の他、介護支援専門員又は連携するサービス担当者との連絡調整のために必要な場合。
- ・利用者様が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

### ②個人情報を提供する事業者

- ・居宅介護支援事業者、居宅サービス計画書に記載されている介護サービス事業者
- ・病院または診療所（体調を崩しまたはケガ等で診療することとなった場合）
- ・市町村、警察、包括支援センターなど介護保険法及びその他の法令により必要となった場合、実習生、研究、調査（公的機関）、ボランティア等

## 11. 衛生管理等

(1)職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の対策を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備しています。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 12. 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13. その他

- (1) 次の様な場合は速やかにご連絡下さい。
  - ・病院に入院又は施設等に入所された場合
  - ・お亡くなりになった場合
- (2) サービス提供に係る記録は初回サービス提供開始より 5 年間保管し、法人の情報開示規程に基づき、利用者の求めにより、提供記録を開示します。
- (3) 職員への暴言、暴力、ハラスメント等により、看護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- (4) この重要事項説明書の内容に変更があった場合は、すみやかにその内容を利用者様に文書で通知するとともに、あらためて同意確認を行います。

## 同 意 書

年 月 日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、訪問看護の内容、個人情報利用及び重要事項を説明しました。

事業者住所 青森県弘前市大字野田二丁目 2 番地 1  
代表者 津軽保健生活協同組合  
理事長 伊藤 真弘

事業所住所 青森県弘前市大字向外瀬字豊田 292 の 1  
事業所名 健生訪問看護ステーションたまち

説明者氏名 \_\_\_\_\_

わたしは、重要事項説明書に基づいて訪問看護の内容、個人情報利用及び重要事項の説明を受けました。また、サービスを利用する事、サービス担当者会議等で個人情報を利用することに同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との続柄 )

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との続柄 )